

# 令和6年度障害児通所支援事業者集団指導 (指定・指導監査関係)

令和7年1月20日

姫路市役所 監査指導課

# 目次

1. 支援プログラムの作成・公表について P. 3
2. 障害児通所支援事業所の自己評価 P. 5
3. 障害児通所支援事業の基準等について P. 6
4. 加算等について P. 8

# 1. 支援プログラムの作成・公表について

## (1) 概要

令和6年4月1日より、**児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援**（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、インターネット等により公表することが求められております。

ついては、令和6年7月4日付けで、こども家庭庁より「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」が示されていますので姫路市ホームページよりご確認ください、プログラムの作成と公表をお願いします。

また、公表後は速やかに姫路市に届出をお願いします。

令和6年8月23日に同年8月1日時点で指定されている事業所へは本件について、メールで通知済みではありますが、**令和7年1月16日時点での各事業所からの届出状況が全体の10%**となっておりますので届出がお済みでない事業所は早急に対応いただきますようお願いいたします。

# 1. 支援プログラムの作成・公表について

## (2) 指定権者への報告の仕方

### 提出書類

- ①支援プログラムの公表状況に関する届出書
- ②事業所で作成、公表した支援プログラム（任意様式）

### 提出期限

令和7年3月31日

### 提出方法、提出先

支援プログラムを作成、公表しましたら、速やかに上記の提出書類を、郵送、窓口のいずれかの方法で姫路市監査指導課まで提出してください。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び姫路市への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用となりますのでご注意ください。

届出等の確認は姫路市ホームページ「**〔障害児通所支援事業〕 新規指定・指定更新申請、変更・休止・廃止等、障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）**」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008281.html>

## 2. 障害児通所支援事業所の自己評価

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例に基づき、**児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援**を行っている事業所は、ガイドラインに沿った評価項目を設定し、それに基づいた評価を行い、結果を概ね1年に1回以上公表しなければならないとされております。

本市においては、令和6年4月の報酬改定により新たに対応が求められるようになった保育所等訪問支援を除き、**指定後1年までの間に公表しなかった場合および既存の事業所が1年に1回以上公表しなかった場合は、未公表減算の対象となりますのでご注意ください。**保育所等訪問支援は令和7年4月1日から当該減算の対象となります。

### **報酬改定以前との主な変更点**

児童発達支援・放課後等デイサービス…従業者へのアンケートの実施が必要となりました。

保育所等訪問支援…上記サービスに加え、新たに自己評価が必要となり、保護者、従業者に加え、訪問先施設へのアンケートの実施が必要となりました。

**報告方法等の確認は姫路市ホームページ「〔障害児通所支援事業〕新規指定・指定更新申請、変更・休止・廃止等、障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）」を参照**

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008281.html>

# 3. 障害児通所支援事業の基準等について

## (1) 手引きのご紹介

障害児通所支援事業所の新規開設事業者の急増、既存事業者からの問い合わせを受け、遵守すべき基準、運営上の留意事項等の周知を目的に手引きを作成しました。  
必ず内容をご確認いただき、事業所運営に反映してください。

### 障害児通所支援の人員基準等について (令和6年度報酬改定対応)

令和7年1月20日  
姫路市役所 監査指導課  
(2025年1月現在)

#### 目次

1. 人員配置基準について
2. 常勤・非常勤・専従・兼務について
3. 児童指導員任用資格の要件について
4. 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について
5. 資格者証について
6. 児童指導員等加配加算について
7. 専門的支援体制加算について
8. 専門的支援実施加算について
9. 福祉専門職員配置等加算について

2

詳しくは姫路市ホームページ掲載資料「障害児通所支援の人員基準等について（令和6年度報酬改定対応）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

6

# 3. 障害児通所支援事業の基準等について

## (2) 注意喚起（各事業所からのお問い合わせ内容のご紹介）

Q サービス提供時間において利用する児童がいない時間帯は直接処遇職員（保育士又は児童指導員）を配置しなくてもよいか。（例：児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において児童発達支援のサービス提供時間ではあるが、児童発達支援の利用児童がいない時間等）

A **実際に利用する児童がいなくとも定員数に応じた直接処遇職員を配置しなければなりません。** 配置していない場合は人員欠如に該当し、欠如した割合に応じてサービス提供職員欠如減算の対象となるだけでなく、指定基準に定める従業者の員数に加えて必要な人員を配置することが要件の児童指導員等加配加算等の要件を欠くこととなります。

Q 児童の送迎を児童発達支援管理責任者が行ってもよいか。

A 常勤・専従要件のある児童発達支援管理責任者はその職務に専任しなければならないため**原則、送迎を行ってはいけません。**ただし、児童の特性等の理由から支援の上で止むを得ず、臨時的に児童発達支援管理責任者が送迎に同行する場合は例外的に認められます。この場合は送迎記録等に児童発達支援管理責任者が止むを得ず送迎に同行した理由等を記録してください。

# 4. 加算等について

## 専門的支援実施加算

### 届出について

専門的支援実施加算は届出要件がありますが、加算を届け出る際の必須提出資料の「別紙1 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」において、当該加算の記載がないことから届出をされていない事業所をお見受けします。

現時点で届出が漏れている事業所は姫路市監査指導課まで届け出てください。なお、当該加算は理学療法士等により、専門的支援実施計画を作成し、理学療法士等が当該計画に基づき適切な支援を行った場合に報酬を請求できる加算となりますので、これらの計画に基づいた支援が行われている場合は、単に届出が漏れていることのみで加算の要件を欠くとして報酬の返還を求めることはありません。

### 計画の作成者と支援を行う者の考え方

当該加算の算定においては**計画作成者と支援を行う者が同一でなければなりません**。詳細については姫路市障害福祉課が令和6年11月20日に各事業所に通知しておりますが、改めて下記のホームページの資料をご確認ください。

姫路市ホームページ掲載資料「専門的支援実施加算の算定等について（通知）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

# 資料閲覧ありがとうございました。

この度の集団指導は受講報告書の提出は必要ありません。  
各事業所、集団指導内容を踏まえ、適正運営に努めてください。

